

「同一労働同一賃金」

～働き方改革で、管理職に求められていること～

2021年4月1日に中小企業でも働き方改革関連法が施行されました。企業は正社員と非正規雇用社員の待遇の格差を是正することが必要です。そこで、企業として実際にどんな対応をすればよいのか具体的に説明します。この機会にぜひご参加くださいませ。

令和4年 9月7日(水) 14:00～16:00

講師

社会保険労務士 野澤 直子 氏



●講師プロフィール●

慶応義塾大学卒業。金融機関勤務を経て、平成9年社会保険労務士の資格を取得。平成10年1月より舟木経営労務事務所入所、現在に至る。

■分野専門

企業の労務相談、社会保険手続き、新入社員研修、管理職研修、パワハラ・セクハラ研修、年金研修

■主な研修

アミューズメント関係会社、薬品会社、会計事務所などの新入社員研修・管理職研修、建設関係会社などのライフプラン研修、公益法人などのセクハラ・パワハラ研修等

講座内容

- 働き方改革の2つの柱
 - ①労働時間法制の見直し
 - ②雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- 同一労働同一賃金
 - ①不合理な待遇差をなくするためのルールを整備
ガイドラインで求められている
同一労働同一賃金とは
 - ②待遇に関する説明義務の強化
- 働く方改革で留意したいこと他の事項
 - ①年間5日間の有給休暇取得の義務化
 - ②残業時間の上限制限
 - ③労働時間の把握の義務化

会場 佐久穂町商工会 (佐久穂町高野町 561-1)

受講料 無料

申込方法 下記申込書に必要事項をご記入の上 FAX、またはお電話にて9月1日(木)までにお申込みください。

定員 20名

問合せ・申込先 小海町商工会(Tel:92-2397) またはお近くの商工会

- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日は検温、手指消毒、マスク着用のご協力をお願い致します。
- 新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー開催を中止する場合がございます。予めご了承ください。

※ZOOMで受講を希望される方は、必ずメールアドレスをご記入ください。
(後日、メールにてID/PWをお伝えします。)

主催：臼田町商工会、佐久穂町商工会、小海町商工会、南相木村商工会、北相木村商工会
南牧村商工会、川上村商工会、長野県商工会連合会

小海町商工会(FAX:0267-92-2346) またはお近くの商工会まで

※切り取らずに FAX してください。

『同一労働同一賃金セミナー』受講申込書〔9月7日(水)〕

事業所名		TEL	
所在地		FAX	
メールアドレス	@	受講方法	会場で ・ ZOOMで
受講者氏名			

*本申込書にご記入いただいた情報は、本講座開催に係る各種連絡の他、当所主催のセミナー案内等に利用させていただきます。